

児童福祉法施行令の一部を改正する政令について

主な改正の内容

○児童福祉法施行令の一部改正

負担上限月額を定める規定において、保護者が無償化対象児童を養育している場合の負担上限月額の考え方について、新たに規定する。

- ・ **無償化対象児童のみを養育する保護者については、負担上限月額を0円とすること。**
- ・ 小学校就学前児童を複数養育する給付決定保護者又は市町村民税額77,101円未満の世帯であって負担額算定基準者を複数養育する給付決定保護者については、一定の要件を満たす児童の指定通所(入所)支援に係る費用に100分の10又は100分の5を乗じて算出した額を合算した額を負担上限月額として算定するところ、これらの児童の中に無償化対象児童がいる場合には、その分を合算の対象外とすること。
- ・ 上記のいずれにも該当しない無償化対象児童を養育する保護者の負担上限月額については、無償化児童に該当しない児童に係る費用にのみ100分の10を乗じて算出した額を負担上限月額とすること。

○経過措置

無償化対象児童の指定通所(入所)支援等に係る費用の無償化は、この政令の施行日以後に行われる指定通所(入所)支援等について適用し、同日前に行われた指定通所(入所)支援については、なお従前の例によることとする。

公布日・施行日

公布日: 令和元年6月5日
施行日: 令和元年10月1日

根拠法令

児童福祉法 第21条の5の3第2項第2号、第21条の5の4第3項、第21条の5の12第2項、第24条の2第2項第2号及び第24条の6第2項

児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令について

主な改正の内容

- 児童福祉法施行令の一部改正により、無償化対象児童を給付決定保護者の負担上限月額考え方について新たに規定した。
- これにより、無償化対象児童がいる期間といない期間とでは、当該給付決定保護者の負担上限月額は異なる可能性がある。
- このことについて、児童福祉法施行規則において、市町村又は都道府県は、負担上限月額に変更があったときには給付決定保護者に通知しなければならないとされているところ、今般の就学前の障害児の児童発達支援の無償化は、施行令の改正により負担上限月額を一律に変更するものであることを踏まえ、通知を不要とする改正を行う。ただし、給付決定保護者から通知の求めがある場合は、この限りでないこととする。
- 施行令の一部改正により、給付決定保護者の児童に準ずる者について厚生労働省令で定める旨新たに規定することに伴い、給付決定保護者の児童に準ずる者について、給付決定保護者と生計を一にする者であって、当該給付決定保護者の児童であったもの又は当該給付決定保護者若しくはその配偶者の直系卑属であることとする旨の規定を新設する。
- 請求省令の様式第二について、「利用者負担上限月額①」の欄には、無償化対象児童に係る請求の場合であっても無償化対象期間外と同様に市町村民税額に基づく利用者負担上限月額を記載するよう、欄外に明記する。

公布日・施行日

公布日：令和元年6月5日
施行日：令和元年10月1日

根拠法令

児童福祉法施行令 第24条、第25条の2、第27条の2及び第34条